

## 平成26年度 国民年金保険料 (月額) 15,250円

### 保険料納付は口座振替が便利でお得!



月々の口座振替に早割制度があります。

**早割利用で月額50円割引!** (※) 早割=納付期限より1ヵ月早く口座振替

口座振替を早割で申し込まれた方の初回は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2ヵ月分の保険料が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

#### 【口座振替で毎月納付】

4月分保険料 15,250円	5月分保険料 15,250円
-------------------	-------------------

翌月末  
引き落とし

#### 【口座振替を早割にすると】※4月分からの場合

4月分保険料 15,250円	5月分保険料 15,200円	6月分保険料 15,200円
-------------------	-------------------	-------------------

2ヵ月分  
引き落とし

当月末  
引き落とし

※口座振替は月末引き落としです。月末が休業日の場合は、翌営業日に引き落とされます。

- ◆ 今まで口座振替していた方も早割に変更する場合には手続きが必要です。また、早割制度は随時お申し込みいただけます。
- ◆ お申込み後、口座振替が開始されるまで2ヵ月程度かかります。あらかじめご了承ください。

～日本年金機構からのお知らせ～

### 平成26年4月分から年金額が改定となります!

現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも高い水準(特例水準)となっています。

平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

このため、平成26年4月分以降としてお支払する年金額は、平成25年10月から平成26年3月までの額から、マイナス0.7%の改定が行われます。

#### 〈年金額改定に関するQ&A〉

1. いつの年金支払いから適用されますか?

改定後の年金については、平成26年6月13日支払分(4月分・5月分)からの適用となります。

2. 新しい年金額のお知らせは、いつ送付されますか?

改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。

年金額改定通知書は、6月13日の支払いに向け、日本年金機構から順次、年金受給者に送付されます。

**問合せ先: コザ年金事務所 お客様相談室 ☎933-3439**

問合せ: 市民課年金係 ☎893-4411 内線114・116

### ★任意加入中の国民年金保険料未納期間が合算対象期間に算入されます

20歳から60歳までのうち、国民年金の任意加入被保険者がその保険料を納付しなかった場合、これまでは未納期間として扱われていました。平成26年4月以降は、任意加入を行わなかった期間と同様に当該期間は合算対象期間として扱われます。

老齢基礎年金を受給するためには、国民年金納付、免除等(納付猶予・学生納付特例含む)、厚生年金、合算対象期間など合わせて原則25年(300月)の資格期間が必要です。

### あなたは 大丈夫? 年金受給には25年の資格期間が必要です!

$$\text{国民年金納付} + \text{免除等} + \text{厚生年金等} + \text{合算対象期間} = 25\text{年}$$



合算対象期間

- ・日本人で海外に住んでいた期間
- ・昭和61年3月以前に夫(妻)が厚生年金に加入していた期間
- ・平成3年3月以前に学生(夜間制、通信制を除く)であった期間等

- ※ 受給資格期間が25年未満であれば、受給できません。(ただし、厚生年金特例あり)
- ※ 老齢基礎年金を満額で受給するためには、40年間(480月)の納付が必要です。

- 60歳までに年金の受給資格期間(25年=300月)が足りない場合は、65歳まで年金に加入して保険料を納めることができます。(昭和40年4月1日以前生まれの人は、70歳まで加入可)
- 60歳までに受給資格期間を満たしていても、未納期間や免除期間がある場合は65歳まで納めて年金額を増やすことができます。(条件などにより65歳まで納めることができない場合があります)

### 後納制度 (国民年金保険料の納付期限の延長) は平成27年9月30日まで!!

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年以内の保険料を納めることが可能となりました。

ただし、老齢基礎年金を受給している方、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を有している方は対象となりません。

- ★ 将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。
- ★ 3年度以上さかのぼって保険料を納付する際には、加算金がつきます。
- ★ ご自身の年金記録については、ねんきんネット (<http://www.nenkin.go.jp>) でご確認ください。

- ※ 後納制度による納付をするためには事前にお申し込みいただき、審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度をご利用いただけない場合があります。

平成27年9月  
までに限られます

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル TEL 0570-011-050  
(050または070から始まる電話でおかけになる場合は、TEL 03-6731-2015)  
または、コザ年金事務所 国民年金課 TEL 933-3437

